

# 地区自治協議会認定証 交付式が開催されました！！

4月24日、佐世保市役所5階 庁議室において、地区自治協議会認定証交付式が開催され、朝長市長より、27地区の地区自治協議会代表者の方に対して、佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例に基づく、地区自治協議会認定証が交付されました。

平成29年度をもって、佐世保市が目標としていた市内27地区全ての地域に地区自治協議会が設立され、本年度からいよいよ足並みが揃った中でそれぞれの運営や活動が展開されることとなります。

朝長市長からは、「各地区自治協議会の代表者の皆様お一人おひとりへ『地区自治協議会認定証』を交付させていただきましたこと、大変うれしく、また、心強く感じております。」というねぎらいとお祝いの言葉がありました。



認定証を授与される地区自治協議会の代表者の方々

## させぼっ子ちゃんのなぜなぜ？コーナー

Q. なんで認定証が交付されるの？

A. 本年4月1日から佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例が施行されているのよ。この条例で市長が「地区自治協議会」として認定するようになっているんだよ。

Q. 認定証が交付されたらどうなるの？

A. 市長が認定する団体として位置付けることで、市がその運営や活動を将来にわたってしっかりと支援していくことになるんだよ。

平成30年5月編集・発行

佐世保市コミュニティ・協働推進課

